

ローズホール・会議室等 附帯設備利用料表

(令和5年4月改訂)

種別	品名	単位	金額	備考
			1時間	
音響設備	マイクロホン(会議室用)	1本	130円	
	ワイヤレスマイクロホン(会議室用)	1本	130円	ピンマイク同額
	音響再生機(CD、カセット)	1台	270円	
	電子ピアノ	1式	130円	
	シンセサイザー	1式	130円	
映像設備	スクリーン	1式	200円	
	オーバーヘッドカメラ	1台	320円	
	映像再生機(DVD)	1台	270円	テレビモニター(大)を含む
	映像再生機(VHS)	1台	270円	テレビモニター(小)を含む
	プロジェクター	1台	270円	スクリーンを含む
	テレビモニター(大)	1台	270円	
	テレビモニター(小)	1台	130円	
	パソコン	1台	130円	

備考

- 1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額(10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。
  - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
  - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長が適当と認めたもの
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、午後9時から午後9時30分まで利用するときの利用料は、当該附帯設備の利用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 4 前項の規定を適用する場合において、利用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。